

大阪府条例第六十五号

大阪府基金条例の一部を改正する条例

大阪府基金条例（昭和三十九年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(設置) 第一条 (略)		(設置) 第一条 (略)	
基金の名称	設置の目的	基金の名称	設置の目的
(略)	(略)	(略)	(略)
中央卸売市場 事業減債基金	(略)	中央卸売市場 事業減債基金	(略)
ギャンブル等 依存症対策基金	ギャンブル等依存症対策の 推進に資するため資金を積 み立てること。		
(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)		2 (略)	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。